

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	一般廃棄物処理業許可の取消し	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項第1号、第2号、第3号又は第4号	
所管課	環境事業部 資源循環推進課	
処分基準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項第1号、第2号、第3号又は第4号</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴 聞 ・ 弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	行政手続法第13条第2項第2号に規定する「法令上必要とする資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	

<関係法令（抜粋）>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（許可の取消し）

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに該当するに至ったとき。

二 第七条第五項第四号チからヌまで（同号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第七条第五項第四号チからヌまで（同号ニに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。

五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。